

令和8年度

山王海葛丸農業水利事業

山王海ダムモニタリング（その1）業務

特 別 仕 様 書

東北農政局山王海葛丸農業水利事業所

第1章 総則

(適用範囲)

第1-1条

山王海葛丸農業水利事業山王海ダムモニタリング(その1)業務(以下「本業務」という。)の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目的)

第1-2条

本業務は、山王海葛丸地区環境配慮計画に基づく生態系モニタリング計画(案)の検討、及び保全対象種の現地での生息状況等の調査を行うものである。

(場所)

第1-3条

本業務の対象地域は、岩手県紫波郡紫波町地内で別紙-1「位置図」に示すとおりである。

(土地の立入り等)

第1-4条

作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、土地の踏み荒らし、立木伐採等に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

なお、現地立入りにあたっては、監督職員と連絡を取った後、作業に着手するものとする。

(低入札価格契約における第三者照査)

第1-5条

1 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第85条の基準に基づく価格(以下「調査基準価格」という。)を下回る価格で契約した場合には、受注者は「業務請負契約書第11条(照査技術者)」及び「共通仕様書第1-7条(照査技術者及び照査の実施)」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査(以下「第三者照査」という。)を実施しなければならない。

2 第三者照査の企業に要求される資格

(1) 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。

- (2) 東北農政局における令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格の定期受付において、「測量・建設コンサルタント等業務」の申請を行い受理された者で、落札決定時において「A等級」で「建設コンサルタント」参加資格の認定がなされている者であること。
- (3) 東北農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 共通仕様書第1-30条（守秘義務）を遵守できるものであること。
- (5) 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。

なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

ア 資本関係

- (ア) 親会社と子会社の関係にある
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある

イ 人的関係

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている

3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格

第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。

- (1) 照査技術者と同等の同種または類似業務実績を有する者
- (2) 照査技術者と同等の技術者資格を有する者

4 照査技術者の通知

受注者は、自ら行う照査のほかに、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。

5 照査計画

受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。

また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。

6 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い

特別仕様書第4-1条（打合せ）に示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。

7 第三者照査の照査技術者のAGRIS登録

共通仕様書第1-12条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）の登録にあたっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。

8 契約不適合責任

引き渡された成果物が種類または品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、業務請負契約書第41条のとおり、受注者に対し、成果物の修補または代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。

(履行確実性評価の達成状況の確認)

第1-6条

本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。

その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。

なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評価に厳格に反映させるものとする。

- 1 審査項目 a)～c)において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- 2 審査項目 d)において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- 3 その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- 4 業務成果品のミス、不備 等

(一般事項)

第1-7条

業務請負契約書、共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- 1 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- 2 受注者は、常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。
- 3 作業に伴う立木伐採等については、事前に監督職員の承諾を得るとともに、所有者の承諾を得た後に行うものとする。

また、伐採は必要最小限にとどめるとともに、伐採した有価木は付近に整理し、みだりに第三者に被害を与え、トラブルの生じることのないよう留意するものとする。

(管理技術者)

第1-8条

- 1 管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は、次のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業-農業土木
		農業-農村環境
		農業-農業農村工学
		農業-農村地域・資源計画
		環境-環境保全計画
		環境-自然環境保全
		建設-建設環境
	農業	農業土木
		農業農村工学
		農村環境
		農村地域・資源計画
	環境	環境保全計画
		自然環境保全
建設	建設環境	
博士	農学 工学	
シビルコンサルティング マネージャー	農業土木	
	建設環境	

農業土木技術管理士、技術士（農業-農業土木）、技術士（農業-農業農村工学）及びシビルコンサルティングマネージャー（農業土木）については、自然環境及び生活環境の保全及び創出並びに環境影響評価にかかる業務の実務経験を有することを記載した経歴書を監督職員に提出するものとする。

- 2 調査基準価格を下回る価格で契約した場合には、屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐しなければならない。

この場合、管理技術者は、監督職員と事前打ち合わせの上で、屋外作業期間中、毎日、東北農政局山王海葛丸農業水利事業所に出向き、監督職員が保管する「屋外作業常駐記録簿」に署名し、作業内容を記録するものとする。

なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告するものとする。

(担当技術者)

第1-9条

担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第1-10条

共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- 1 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。
なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- 2 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第1-11条

受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。

また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

(作業条件)

第2-1条

本業務の実施にあたっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。

- 1 作業の実施にあたっては、事前に作業方法について監督職員及び監督職員が指示する者と十分打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。
- 2 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。
- 3 現地調査は、詳細について監督職員と打合せた後に実施するものとする。
なお、調査時期等については、施設管理者と調整するものとする。
- 4 現地作業において、仮設工が必要となった場合には、監督職員と協議するものとする。

- 5 対象施設の詳細調査等について、作業上支障となる状態が発生した場合は、監督職員と協議するものとする。
- 6 屋外での作業実施に際しては、共通仕様書第1-31条により安全確保に努めなければならない。

(対象生物)

第2-2条

モニタリングの対象とする生物は、下表のとおりとする。

区 分	対 象
鳥類	山王海ダム周辺に生息するクマタカ
魚類・底生生物	頭首工周辺に生息するスナヤツメ類、サクラマス、カジカ大卵型、モノアラガイ

(参考図書)

第2-3条

作業の参考にする図書は、次のとおりである。

他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。

番号	名称	発行所	制定(改訂)年月
1	環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の技術指針	(公社)農業農村工学会	平成 27 年 5 月
2	環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き 1 －基本的な考え方、水路整備－	食料・農業・農村政策審議会農村振興分科会 農業農村整備部会 技術小委員会	平成 14 年 2 月
3	環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き 2 －ため池整備、農道整備、移入種－	食料・農業・農村政策審議会農村振興分科会 農業農村整備部会 技術小委員会	平成 15 年 3 月
4	環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き 3 －ほ場整備(水田・畑)－	食料・農業・農村政策審議会農村振興分科会 農業農村整備部会 技術小委員会	平成 16 年 5 月
5	国営土地改良事業地区における環境との調和への配慮に関する計画の作成について	－	平成 19 年 2 月 通知

(貸与資料)

第2-4条

貸与資料は、次表のとおりとする。

番号	貸与資料	数量
1	国営山王海葛丸土地改良事業計画書	1式
2	山王海葛丸地区環境配慮計画	1式
3	令和元年度 国営土地改良事業地区調査山王海三期地区環境調査業務	1式
4	令和2年度 国営山王海三期地区生物生息状況調査業務	1式
5	令和3年度 国営山王海葛丸地区環境配慮基本方針(案)作成業務	1式
6	令和5年度 山王海ダム小水力発電施設実施設計業務	1式
7	令和6年度 稲荷頭首工実施設計業務	1式
8	その他必要と認められる資料	1式

(参考図書及び貸与資料の取扱い)

第2-5条

第2-3条、第2-4条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。

- 1 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- 2 参考図書は、作業時点の最新版を用いることとし、作業中に改定された場合には、監督職員と協議するものとする。
- 3 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

(関連工事)

第2-6条

本業務に関連する工事は、次のとおりであり、監督職員及び関連工事の管理技術者と連携を密にして、互いに協調の図られた設計としなければならない。

工事名	予定工期	工事概要
山王海ダム小水力発電施設製作据付工事	令和7年11月 ～令和11年3月	小水力発電施設1式 付帯設備1式 電気設備1式
稲荷頭首工改修工事(仮称)	令和8年7月 ～令和12年3月	土砂吐補修1式 固定堰補修1式

工 事 名	予定工期	工事概要
		仮設工 1 式
稲荷頭首工ゲート改修工事（仮称）	令和 8 年 8 月 ～令和11年 3 月	ゲート改修 4 門 管理橋 1 式 計測機器 1 式

第 3 章 作業内容

（作業項目及び数量）

第 3 - 1 条

本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。

なお、詳細は別紙 - 2 「作業項目内訳表」に示すとおりである。

作業項目	数量	備考
1 計画準備	1 式	
2 現地踏査	1 式	
3 モニタリング計画（案）の作成	1 式	
4 学識経験者からの指導・助言	1 式	
5 環境配慮部会の発足に向けた調整	1 式	
6 環境配慮部会	1 式	
7 モニタリング調査	1 式	
7 - 1 鳥類の調査	1 式	
7 - 2 魚類・底生生物の調査	1 式	
8 点検とりまとめ	1 式	

（作業の留意点）

第 3 - 2 条

作業の実施にあたって特に留意する点は、次のとおりとする。

- 1 貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- 2 特に留意する点がある場合には、業務報告書等に記載するものとする。
- 3 受注者は、業務実施中に疑義を生じた場合、速やかに監督職員の指示を受けなければならない。
- 4 受注者は、業務の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例を遵守し、作業の安全を図らなければならない。
- 5 本事業における環境配慮対策は、山王海葛丸地区環境配慮計画に基づき実践する

ものとし、モニタリング調査計画の策定に際しては環境配慮部会に諮り計画の承認を受けるものとする。

- 6 モニタリング調査計画について、学識経験者（鳥類、魚類及び底生生物等）へ相談し、指導・助言内容を踏まえ作成するものとする。

（業務写真における黒板情報の電子化）

第3-3条

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、下記の1～4によりこれを実施するものとする。

1 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL

「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

2 機器等の導入

- (1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- (2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

3 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

- (1) 受注者は、1の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- (2) 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。

なお、上記アに示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

- (3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

4 写真の納品

受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時にURL
(https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php) のチェックシステム
(信憑性チェックツール) またはチェックシステム (信憑性チェックツール) を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

5 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、間接調査費に含まれる。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条

共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには、管理技術者が出席するものとする。

回数	打合せ	目的
第1回	初回打合せ	現場条件等の確認、貸与資料の貸与
第2回	中間打合せ	モニタリング調査作業計画作成段階
第3回	中間打合せ	モニタリング計画(案)の検討取りまとめ段階
第4回	中間打合せ	生態系モニタリング調査結果取りまとめ段階
第5回	最終打合せ	報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度、内容について監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合には、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第5章 成果物

(成果物)

第5-1条

1 成果物

成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

成果物	数量
成果物の電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R）	正副 2部
成果物の電子媒体（個人情報等の不開示情報版） （CD-R 若しくは DVD-R）	1部
成果物の出力（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）	1部

2 開示用成果物の作成

成果物に含まれる個人情報等の不開示情報について、その該当箇所を黒塗り等にする措置を行った電子媒体（個人情報等の不開示情報版）を作成するものとする。

個人情報等の不開示情報版は成果物の電子媒体について、上記1に示す部数を提出するものとする。

なお、個人情報等の不開示情報版の成果物の出力は、不要とする。

（成果物の提出先）

第5-2条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

岩手県紫波郡紫波町桜町字才土地70-3
東北農政局山王海葛丸農業水利事業所

第6章 契約変更

（契約変更）

第6-1条

業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- 1 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- 2 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- 3 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合
- 4 履行期間の変更が生じた場合
- 5 関係機関等対外的協議により業務計画等に変更が生じた場合
- 6 学識経験者の指導・助言等により、調査検討作業の変更・追加が生じた場合
- 7 その他

第7章 その他

(業務スライドの試行)

第7-1条

- 1 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて(試行)」(令和7年12月17日付け7農振第2167号農村振興局整備部設計課長通知)に基づく試行業務である。
- 2 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不相当となったと認めるときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。
- 3 発注者又は受注者は、2の規定による請求があったときは、変動前残業務費(業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残業務費(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残業務費の1000分の15を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。
- 4 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。

ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 5 2の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。
- 6 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、2～5の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。
- 7 6の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。

ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 4及び7の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。

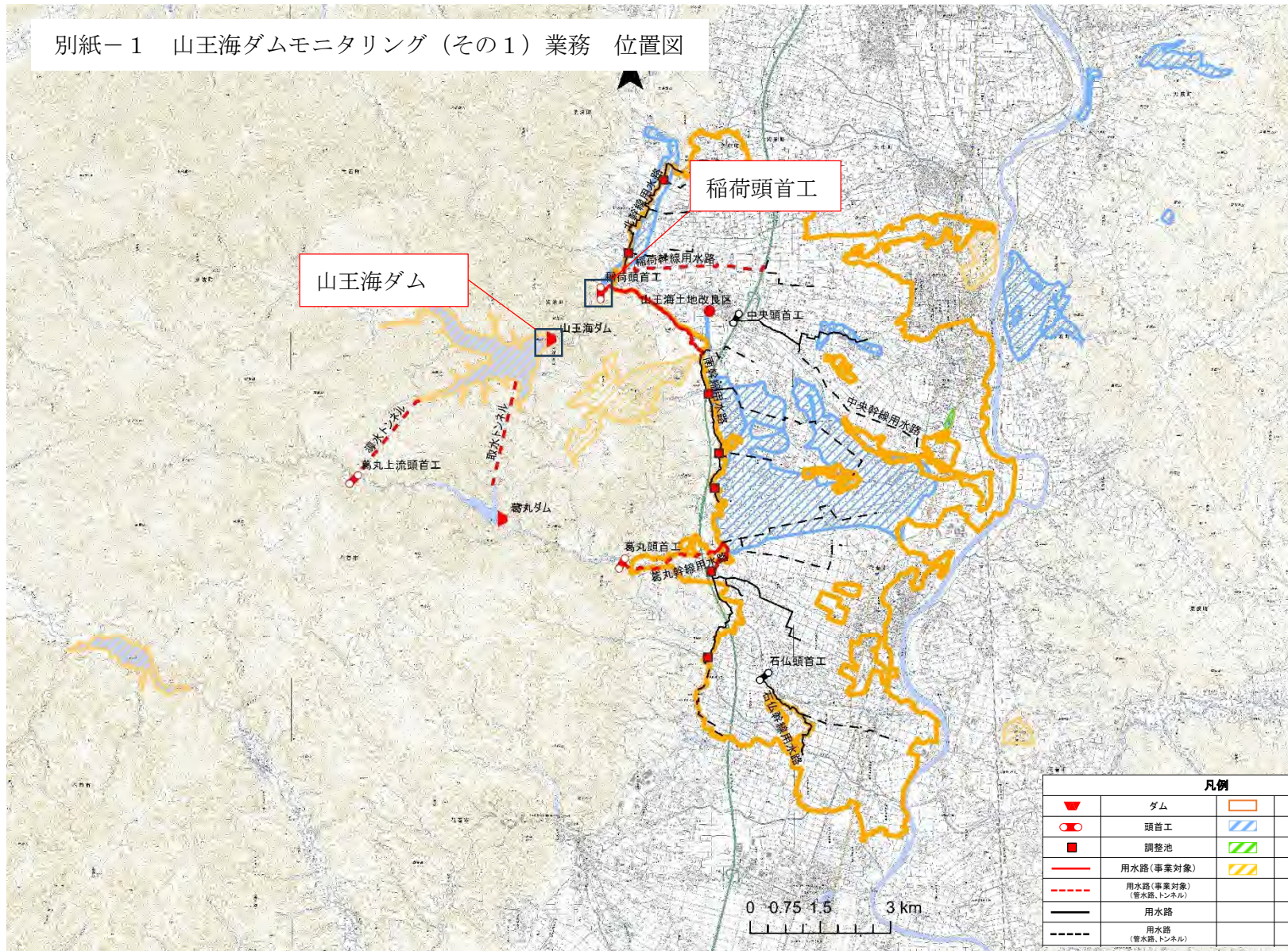
ただし、発注者が2、6の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 9 業務スライドの試行に係る運用については、1に記載の通知に基づくものとする。

(定めなき事項)

第7-2条

この特別仕様書に定めなき事項または本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙-1 山王海ダムモニタリング（その1）業務 位置図



凡例			
	ダム		受益エリア
	頭首工		環境配慮区域
	調整池		環境創造区域
	用水路(事業対象)		鳥獣保護区
	用水路(事業対象) (管水路、トンネル)		
	用水路		
	用水路 (管水路、トンネル)		

別紙－２

【作業項目内訳表】

作業項目	作業内容	作業実施欄
1 計画準備	貸与資料を整理し、内容を把握するとともに、業務計画書を作成する。	○
2 現地踏査	現地踏査を実施し、モニタリング地点を決定するための現地確認を行う。	○
3 モニタリング調査計画(案)の作成	1及び2で整理した内容を踏まえ4か年分のモニタリング調査計画(案)を作成する。	○
4 学識経験者からの指導・助言	作成したモニタリング調査計画(案)について、学識経験者(鳥類、魚類及び底生動物等)へ相談し、指導・助言内容を踏まえ、モニタリング調査計画(案)の見直しを行う。 なお、意見聴取はWEB会議で行うものとする。 また、相談状況等に係る議事録を作成する。	○
5 環境配慮部会の発足に向けた調整	事業所と連携し、環境配慮対策、モニタリング調査計画について協議検討するために設置する環境配慮部会の発足に向けた調整を行う。 なお、環境配慮部会は関係市町及び関係団体から構成される。	○
6 環境配慮部会	環境配慮部会の運営補助を行い、環境配慮部会の開催、モニタリング調査計画の説明及び議事録の作成を行う。	○
7 モニタリング調査	工事実施前の生態系及び工事施工による生態系への影響を確認するため、モニタリング調査を行う。 確認された生物種の記録・同定を行い、重要な種については個体数と確認位置を記録する。	○
7-1 鳥類の調査		
(1) 一般鳥類の調査	山王海ダム周辺に生息する一般鳥類の生息状況について調査を行う。 ○調査時期 6月～7月頃	○
(2) クマタカの調査(生息調査)	山王海ダム周辺に生息するクマタカの生息状況について調査を行う。 ○調査時期 ・造巣期の調査 2月頃	○
7-2 魚類・底生動物の調査	稲荷頭首工周辺に生息するスナヤツメ類、サクラマス、カジカ大卵型、モノアラガイを中心に魚類・底生動物の生息状況の調査を行う。 ○調査時期 ・繁殖期の調査 7月～8月 ・河川内締切時に取り残された魚類等の捕獲、保護移動及び放流 10月～11月	○
8 点検とりまとめ	業務成果資料の点検及び取りまとめを行い、業務報告書を作成する。	○